株式会社美都森林告示第3号

　物品の購入について、次のとおり一般競争入札を実施します。

　なお、本入札においては最低制限価格を設定しません。

　　令和５年３月３１日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　株式会社美都森林

**入札説明書**

１　競争入札に付する事項

1. 物品の名称

フォワーダ（グラップル仕様）

1. 数量及び仕様等

別紙仕様書のとおり

1. 納入期限

令和５年６月１５日

1. 納入場所

株式会社美都森林　車両置き場（島根県益田市美都町都茂）

２　入札参加資格

1. 島根県内に営業所を有する者。又は、益田市および近隣の市町村にメンテナンスおよび修理を行う事ができる事業所を有するものであること。
2. 次のいずれにも該当しないこと。

ア　破産法（平成１６年法律第７５号）第１８条又は第１９条の規定に基づく破

　　産手続開始の申立てがなされている者

イ　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定に基づく再生手続

　　開始の申立てがなされている者

ウ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定に基づく更正手続

　　開始の申立てがなされている者

エ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。

　　以下「暴対法」という。）第２条第２号に規定する暴力団

オ　役員等が暴対法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」とい

う。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

３　入札の日時および場所

1. 日　時：令和５年４月１３日（木）　午前９時００分から
2. 場　所：島根県益田市美都町都茂１０７６番地

　　　　株式会社美都森林　事務所

1. その他：郵便により入札書を提出する場合

　　　　送　付　先　　〒６９８－０２０３

　　　　　　　　　　　島根県益田市美都町都茂１０７６番地

　　　　　　　　　　　株式会社美都森林

　　　　送付期限：令和５年４月１２日（水）午後５時まで

４　入札の方法等

1. 入札の方法

①入札者（入札制限を有する者（以下「入札権限者」という。）は、入札書（様

式２号）を入札箱に投函しなければならない。

②入札書には、入札件名、入札年月日及び所在地、商号又は名称及び氏名を記

載し押印すること。

③落札決定にあたっては、入札書に記載された金額をもって落札金額とするの

で、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者

であるかを問わず、入札書に記載する金額は、見積った契約希望金額から

消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額とすること。

　　　　　　④入札者は、入札箱に投函した後は入札書の書き換え、引き替え又は撤回す

ることができない。

　　　　　　⑤入札は、入札者及び株式会社美都森林入札担当職員を立ち会わせて行う。

　　　　　　⑥入札者は、入札の場所に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに

応じ入札参加資格を証明する書類又は身分証明書を提出しなければならな

い。

　　　　　　⑦入札者は、入札担当者がやむを得ないと認めた場合を除いて、入札会場か

ら退場することはできない。

1. 代理人による入札

　　　　　　①代理人（入札権限者から入札に関する事務を委任状により委任された者。

以下同じ）が入札する場合は、入札開始前に委任状（様式３号）を提出する

こと。委任状には入札権限者の所在地、商号又は名称及び氏名を記載し、そ

の下に代理人の所在地、商号又は名称及び氏名を記載し、委任状中の受任者

の試用印鑑を押印（外国人の場合は署名を含む。）すること。

1. 再度入札

　　　　　　①再度入札は１回までとする。

1. 落札者の決定方法

　　　　　　①予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者

を落札者とする。

②同じ最低価格を持って入札した者が２人以上ある場合は、該当入札者にく

じを引かせて落札者を決定する。

1. 入札の取り止め又は延期

　　島根県会計規則６１条３第１項の規定により該当入札を取り止め、又は延期

することがある。

1. 入札の無効

　　入札に関する条件に違反したとき、入札に際して談合その他の不正の行為が

あったとき、その他島根県会計規則第６３条各号のいずれかに該当するとき

は、該当入札者の入札は無効とする。

1. 落札の通知

　　落札者が決定したときは、島根県会計規則第６４条の２の規定により直ちに

その旨を当該落札者に通知する。

５　契約

1. 契約の手続きに使用する言語及び通貨

　日本語及び日本国通貨

1. 契約条項

　島根県の様式に準ずる。

1. 前払い金

　無し

1. 入札保証金

　免除

1. 契約保証金

　免除

1. 契約書の作成

　落札者が決定したときは、島根県会計規則６４条の３第１項の規定により７日以内に契約を締結する。

1. 権利の譲渡の禁止

　契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

６　質問について

1. 入札説明書等に対する質問について

　①入札説明書、添付資料及び仕様書に対する質問は、質問・回答票（様式第１

号）により令和５年４月７日（金）午後５時までに提出すること。

　②回答は令和５年４月１０日（月）までに全ての入札参加希望者に対して行う。

1. 提出

　①提出先：３の（３）に同じ

　②提出方法：持参、郵便、ＦＡＸ

７　その他

1. 該当入札に参加するために必要な資料の作成に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。
2. 代金の振込手数料は、当社が負担する。